

会計規定

会則 第五章 第17条に基づく支出基準

代議員会承認月日

昭和57年4月22日

平成10年4月26日改定

平成19年4月15日改定

平成22年4月18日改定

平成31年4月13日改定

項 目	内 容	支 出 額
事業費	会場借用料、備品、施設借用料、ホイッスル オフィシャル用具等備品購入料、 ラインテープ、賞状等消耗品購入料	請求額に準ずる
	帯同審判員・オフィシャルの謝礼 委託審判員（公認C級以上）の謝礼 委託オフィシャルの謝礼 協会審判員の謝礼 昼食時（12時～13時）にかかる場合の食事代	帯同審判員謝礼金 なし 1回につき、1人2,000円以内 1回につき、1人1,000円以内 1回につき、1人1,000円以内 1回につき、1人 800円以内
機関開催費	審判講習会講師の謝礼 （協会役員が務めた場合） （上記以外の公認審判員場合）	1回につき、1人3,000円以内 1回につき、1人5,000円以内
	資料購入、作成料、通信費	請求額に準ずる
	12:00～13:00（昼食時）に かかる場合の食事代	1回につき、1人 800円以内
	20:30以降にかかる場合の食事代	1回につき、1人1,000円以内
出張旅費 豊田市、豊田市体育協会 および関係協会からの支給の ある場合は、当協会からの 支給は行わない	豊田市内、岡崎市、知立市、刈谷市、 安城市、みよし市への出張の場合	原則として、なし
	上記以外の地域	公共交通機関による最短距離 で計算した額
	出張地域に関係なく食事代を支給する。	機関開催費に準ずる
選手派遣費	参加費	関係協会が定める額 （原則として、大会費のみ）
弔 事	理事（本人）の死去	香典 10,000円 生花（一對）・弔電
	理事の配偶者、親族死去〔1親等〕	香典 3,000円 生花（一基）・弔電
	各連盟の役員	香典 3,000円 弔電
	会員（一般）本人の死去	弔電
	その他、協会に関係該当する方	その都度、理事会で決定する
慶 事	理事（役員）本人の結婚〔初婚のみ〕	祝金 3,000円 祝電
入院見舞い	理事（本人）の入院〔1ヶ月以上〕	見舞金 3,000円
災害見舞い	理事（本人）及び、親族の家屋損壊 ※理事は、副連盟長以上とする	その都度、理事会で決定する